３６協定届の記入例と注意事項

１年単位の変形労働時間制を採用していて、時間外労働をさせる場合に記入します。この場合は、この届の他に「１年単位の変形労働時間制に関する協定届」も届け出る必要があります。
この制度を採用していない場合はこの欄を記入する必要はありません。

業務の種類別に具体的事由を記入して下さい。

業務の種類を細分化して記入して下さい。

①業務の種類ごとに時間外・休日労働させることができる労働者数を記入して下さい。
②満１８歳未満の者に対して時間外労働・休日労働をさせることはできません。
③男女別に記入しないで下さい。

「１日」、「１日を超え３箇月以内の期間」、「１年間」のそれぞれについて記入して下さい。この例では「１日を超え３箇月以内の期間」は「1箇月」です。

法令で定める危険有害業務についての時間外労働の上限は１日２時間です。

①延長時間の有効期間を記入して下さい。
②有効期間は協定成立以後の期間となります。
③有効期間終了以降も、時間外・休日労働をさせる場合は、再度協定を締結し届け出る必要があります。
④延長時間についての有効期間は、別々に協定することができます。この場合、「１日を超え３箇月以内の期間」については、１年未満の期間であっても差し支えありませんが、「１年間」については、最短でも１年間であるが１年間とすることが望ましいとされています。
なお、延長時間の有効期間を別々に協定し届け出る場合の記入例については、下表１の「異なった延長時間を協定し届け出る場合の記入例」を参考にして下さい。

様式第９号（第１７条関係）

時間外労働
に関する協定届
休日労働

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）
金属製品製造業	○○金属工業株式会社文京工場	東京都文京区○○１－７－２２（０３－３８１４－○○○○）

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満１８歳以上の者）	所定労働時間	延長することができる時間 1日	1日を超える一定の期間（起算日） 1箇月(毎月１日)	1年（４月１日）	期間
① 下記②のいずれにも該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	製品管理	５人	1日８時間	３時間	３０時間	２５０時間	平成○年４月１日から１年間
	月末の決算事務	事務	５人	同　上	３時間	２５時間	２３０時間	同　上
② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	２０人	同　上	３時間	２０時間	２００時間	同　上

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満１８歳以上の者）	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
臨時の受注、納期変更	機械組立	２０人	毎週土曜	１箇月に１日	平成○年４月１日から１年間
			・日曜	始業９：００、終業１８：００	

協定の成立年月日　平成○　年　３　月　２０　日
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名　経理課主任
氏名　後楽　花子
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　）
平成○　年　３　月　２５　日
使用者　職名　代表取締役社長
氏名　東京　太郎　㊞　印

○　○　労働基準監督署長　殿

この協定を締結した日付を記入して下さい。

監督署長に届け出る日付を記入して下さい。この協定届を監督署長に届け出てはじめて時間外・休日労働をさせることができるようになります。

労働者代表を選出した方法を記入して下さい。
投票・挙手などの民主的手続きが必要であり、使用者の指名は認められません。
過半数を代表する労働組合がある場合は、記入する必要はありません。

過半数を代表する労働組合がある場合はその労働組合を、ない場合は過半数代表者を選出してその者の職名と氏名を記入して下さい。
管理監督者（部長・工場長など労務管理について経営者と一体的な立場にある者）が過半数代表者になることはできません。

この届出様式をもって、労使協定書とする場合には労働者代表の押印等が必要です。この場合、事業場に協定書として１部を保存しておくことが必要です。

「１日を超え３箇月以内の期間」と「１年間」について、何日から時間外労働時間をカウントするのかの起算日を記入して下さい。この例では、毎月１日から月末までの期間を１箇月としています。仮に起算日を１１日にした場合の１箇月は１１日から翌月の１０日までの期間となります。

期間ごとの延長時間を記入して下さい。延長時間は下表２の限度時間以内として下さい。

休日労働をさせることのできる日とその日の始業時刻・終業時刻（その日に労働させることができる時間数の限度というかたちで協定しても差し支えありません。）を記入して下さい。この例では、法定休日労働を１箇月に１日させることができることになります。

表１異なった有効期間を協定し届け出る場合の記入例

延長することができる時間			
1日	1日を超える一定の期間（起算日）		期間
	1箇月（4月1日）	1年（4月1日）	
3時間	４５時間	２５０時間	「1日」及び「1箇月」について、平成○年4月1日から同年4月30日まで。「1年間」について、平成○年4月1日から1年間。

表２限度時間

期間	一般労働者(右の欄以外の労働者)	1年単位の変形労働時間制（期間3箇月超）の対象労働者
1週間	１５時間	１４時間
2週間	２７時間	２５時間
4週間	４３時間	４０時間
1箇月	４５時間	４２時間
2箇月	８１時間	７５時間
3箇月	１２０時間	１１０時間
1年間	３６０時間	３２０時間